

国家の軍事機能の「民営化」を考える

——民間軍事会社 (PMSCs) を中心に——

水島朝穂*

はじめに

「戦争がルールに則ったゲームだなんてとんでもない。この世にこれ以上の下劣極まる悪行はない。このことをしっかり肝に銘じなければならない。決して戦争をもてあそんでではない」。

このトルストイの言葉が、英国下院外交委員会による報告書「民間軍事会社規制オプション」(2002年2月12日)に寄せた外務英連邦相の序文に掲げられている¹。「グリーンペーパー」と呼ばれるこの報告書には、民間軍事会社の法的規制の可能性がさまざま指摘されており、各国の状況も出てくる。日本については、わずか2行しかない。「日本は重要な立法もなく、導入する計画もない。1989年の国連の民間軍事会社規制に関する協定に加入する計画もない」と。

ことほど左様に、日本においては民間軍事会社の問題はほとんど知られていない。国家のコアの機能である軍事機能が「民営化」されるという事柄の重大性・可能性についての認識も問題意識も十分ではないように思われる。

近年、グローバル化は主として私的アクターによって、民営化はグローバルな枠のなかで行われている。「このグローバルな民営化の際立った事例が民間軍事会社である」²とされる。その活動は、兵站部門から「低強度紛争」(LIC:

Low Intensity Conflict) や国家間紛争における戦闘行為への参加に至るまで、グローバルな規模で展開されている。

「戦争市場」をめぐる民間企業の利潤追求の構造に対して、いかなる規制が可能か。憲法、とりわけ徹底した平和主義を掲げる日本国憲法秩序のもとで、民間軍事会社はどのようなおさまり方をするのか。「憲法と経済秩序」という本研究会のメインテーマに接近すべく、私なりの仕方方でこの問題を検討してみたい³。

I. 軍事機能の民営化現象をどう診るか

1. 国家による暴力独占と民営化

「国家とは、……正当な物理的暴力行使の独占を(実効的に)要求する人間共同体である」。M.Weberの有名な言葉だが⁴、この国家による「暴力の独占」のありようはきわめて複雑であり、近年その「ゆらぎ」と見られる現象がさまざまに論じられている⁵。D.Grimmは「高権の民営化」を語る脈絡で、外部委託が無制限になったとき、暴力独占が危殆に瀕することをあえて指摘し、自覚を求めている⁶。「官から民へ」という情緒のパローレの突出に既視感があるなか、民営化の範囲や射程には慎重な議論が求められる。

いかなる機能が民営化されているか。民営化の射程については、(a)行為形式の民営化、(b)組織形式の民営化、(c)遂行する主体の民営化、(d)

* 早稲田大学法学学術院教授

事務の民営化、(e)責任の民営化といったアングルから論じられている⁷。警察や刑務所など「対内的安全保障」領域でも民営化は確実に進んでいる⁸。日本でも半官半民（PFI方式）の刑務所が山口県美祢市など4箇所に存在する。自衛隊でも支援部門の民間委託が進んでいる。国家権力の最もコアな部分において、民営化は一般的傾向になりつつあるように見える。

だが、とりわけ軍事機能の民営化ないしアウトソーシングを野放図に認めると、軍事力の本質にかかわる悩ましい問題を直ちに惹起する。「軍」と「民」の棲み分けについての自覚が求められる所以である。

2. 民間軍事会社とは何か

これまで民間軍事会社と括弧抜きで使ってきたが、その定義も用語法も一様ではない。直接戦闘行為に関与する、限りなく傭兵に近いものから、要人警護や軍事訓練や情報についてのコンサルティング業務、兵站（ロジスティック）機能全般の支援まで、その活動レンジは広い。さしあたり、ここでは、「軍事専門的知見とノウハウをもって多様な役務を提供する民間企業」という一般的な定義から出発しよう。

用語法ではPMC (Private Military Company) が知られているが、PMF (Private Military Firm) もある。他方、軍事的イメージを払拭したい側からは、PSC (Private Security Company) という名称が好まれるようである⁹。近年では、いわゆる「モントルー文書」(2008年9月)に採用されたPMSCs (Private Military and Security Companies) が正式用語化されつつあるようである。そこで以下、PMSCsという含意で民間軍事会社という名称を括弧抜きで用いることにしたい。

3. 民間軍事会社の歴史的位置

民間軍事会社 (PMSCs) は「現代の傭兵」と呼ばれることがあるが、そもそも傭兵の歴史は戦争それ自体と同じくらい古い¹⁰。カルタゴやローマの時代から、またギリシャ都市国家でも、

ルネッサンス期のイタリア都市国家でも、30年戦争でも、傭兵は重要な役割を果たした。15、16世紀は、スイスの傭兵が「傭兵市場」を席卷していた。

17世紀、ウェストファリア体制のもと、傭兵は表向き否定されるが、確実に存在した。18世紀の西インド会社にも2万5000人の傭兵がいた。アメリカ独立戦争でも傭兵が活躍した。軍隊というのは究極の「公」であり、国家機能の究極のコアであると言いながら、実はその機能はずっと昔から「私」の部分により、利益追求の目的も含めて行われてきたと言えなくもない。国家による暴力独占の空洞化は400年前から始まっていたわけである。

ところで、傭兵は個人単位であり、国家間で戦争をやっているときでも、国家の忠誠を超えて敵国の傭兵になった者もいた。傭兵はいわば職業の選択肢の一つだった。ちなみに、日本国憲法9条は個人の生き方に平和主義的義務づけをしているわけでないから、個人として傭兵になることを禁止していない。個人が職業として民間軍事会社 (PMSCs) の社員になって、死ぬリスクを背負って海外に出ていくことを妨げることはできない。民間軍事会社は原理的にどのような説明されるだろうか。

4. 民間軍事会社の原理モデル

E.Krahmannは、軍人の理念モデルと民間軍事会社との関係を次のように説明している¹¹。図をご覧ください。

それによると、共和主義の観点からは、モデルは市民－軍人であり、国家と社会の関係は相互的義務、動機は自衛、アイデンティティは個人－市民である。その統制は社会的代表制である。一方、共和主義＋自由主義では、専門的軍人モデルになって、これが義務になり、動機も愛国主義となって、アイデンティティも集団的－専門的となり、統制は政軍分離、政治的中立性である。これに対して、民間軍事会社モデルは新自由主義に基づき、国家と社会の関係は契約により、動機も報酬を得ることに徹底され、ア

軍人の理念モデルとPMSCs

軍人の理念モデル			
	共和主義	共和主義と自由主義	新自由主義
モデル	市民－軍人	専門的軍人	民間軍事会社
国家と社会の関係	相互的義務	義務	契約
動機	自衛	愛国主義	報酬を得る
アイデンティティ	個人－市民	集団的－専門的	個人的－専門的
民主的統制と アカウンタビリティ	政治的役割と軍事的役割 の結合と統合、社会の政 治的および社会的代表制	政治的および軍事的役割 の分離、政治的中立性、 軍事的専門主義と規律	政治的および軍事的役割 の疎遠、政治的中立性、 市場圧力、契約法

イデンティティは個人的－専門的となり、その統制は市場の圧力と契約法ということになる。つまり民間軍事会社における個人というのは、職業選択の自由に基づき一つの会社を選んだにすぎない。にもかかわらず、その機能は国家機能のコアの部分に浸透しつつある。

II. 民間軍事会社現象の背景と要因

1. 現代の軍事力をめぐる条件の変化

冷戦後の現代における軍事力をめぐる客観的条件はどのように変わったか。

第1に、3つの“multi”現象を指摘できる。(a) multinational, (b) multilateral, (c) multicultural である。(a)は独仏混成旅団やEU防衛省の発足に見られるように、「国防軍」という定義も変容している。それは伝統的な「国土防衛軍」から、多国間的な関係において自国の「国益」を守る「国益防衛軍」という意味での「国防軍」に変容している¹²。次の(b)はここで指摘するまでもなく、テロや地域紛争の複雑化、非正規化、非対称化である。(c)は、例えばドイツ連邦軍兵士のうち1000人がイスラム教徒であるという形で、軍隊の多文化現象を挙げれば足りるだろう¹³。

第2に、軍隊のハイテク化と非人間化が指摘される。軍事機能の技術や情報場面では、民間軍事会社が事実上「戦争」をやっている。これ

は後述する。

第3に、軍人と民間人の区別の困難性の問題がある。かつては、戦争における民間人の犠牲者の割合が軍人（戦闘員）のそれよりも高いという脈絡で語られたが、今日は、民間人が武装して軍人を守るという現象のなかで、軍人と民間人の区別の困難性が語られている。なお、「制服を着た市民」という概念は、50年代のドイツ再軍備過程で重要な意味をもった。軍人の権利の制約を必要最小限にとどめるべきという法律論を支えた理念は、「制服を着た市民」(Bürger im Uniform) という理念だった。しかし今や、「私服の戦闘員」ないし「武装した民間人」が軍人を守るという現実がある。

2. 民間軍事会社拡大の要因

このような軍事力をめぐる客観的な条件の変化のなかで、民間軍事会社が拡大していく。その要因としては、まず第1に、軍事費削減の影響がある。冷戦後、長期的に調達する装備や計画は中止や延期、縮小を余儀なくされた。これに伴い、世界中で600万人の軍人が失業した。これが第2の要因である。湾岸戦争時71万1000人いた米国軍人も、イラク戦争時は48万7000人にまで減少していた。職業軍人が選択定年になり、あるいは早期退職した。すぐれた軍事技能をもつ個人が市場に大量参入し、高い報酬で軍事ビ

ジネスに吸収されていった。

第3に、旧ソ連圏や途上国での民族対立は、民間軍事会社の「市場」と需要を拡大した。ソマリアの海賊対策も民間軍事会社が受注したことは周知の事実である。

第4に、RMA（軍事革命）の影響である¹⁴。ハイテク兵器の軍隊は、優秀な民間軍事会社の社員に運用してもらう方が効率的というわけである。

3. 民間軍事会社の種類と「発注者」

民間軍事会社の種類には大きく分けて、(a)役務提供型企業（Military Provider Firms）、(b)軍事コンサルタント企業（Military Consultant Firms）、(c)軍事支援企業（Military Support Firms）がある¹⁵。戦闘空間を一本の槍に置き換えると、穂先にあたる最前線と柄にあたる最後衛、その中間の棒の部分に三分割される。(a)は最前線で戦闘・運用支援を行い、幹部の警備・警護活動も行う（傭兵との区別が不明確な部分）。(b)は、技術指導や戦術指導、訓練指導、情報収集など多様かつ多彩な活動を行う。(c)は、食料・物資の調達から輸送、供給、備蓄から兵舎の管理などに至る後方支援業務・兵站全般に関わる。従来は(c)が中心だったが、近年では(b)の比重が高まり、さらに現代戦における「最前線」概念の変容のなかで、(a)の受注も増えている。

民間軍事会社の要員は軍人よりも軍事専門的なノウハウを持っており、職種・部門によっては将校以上の役割を果たしていると言える。優秀な軍人を高給で採用している結果である。かつて情報収集はCIAの十八番だったが、民間軍事会社がCIAの優秀な要員をヘッドハンティングしたため、情報収集でも民間軍事会社の需要は増大している。

ところで、民間軍事会社の「発注者」は、(a)「強い国家」、(b)一般企業、(c)「弱い国家」、(d)内戦諸派や解放運動に関わるグループ、(e)紛争地域で活動するNGO、(f)民間団体や個人などである。特に紛争地域で活動するNGOの安全をどう守るかは悩ましい問題である。国連のもとに常

備的な警察力があって、それが客観的な手続きを経てNGOを支援するという形が望ましいと考えるが、残念ながら現実はそのままでいていないなか、後述するように、国連も民間軍事会社に依存している。

Ⅲ. 民間軍事会社の実態

1. 90年代に拡大した民間軍事会社

民間軍事会社は90年代に急速に拡大した¹⁶。1991年の湾岸戦争時、米兵50人から100人に対してPMSCs要員1人の割合だった。それが、2003年のイラク戦争時は10対1になっていた。イラク戦争では300億ドル（総戦費の8%）が民間軍事会社に支払われた。軍事機能のアウトソーシングが進んでいるわけである。Blackwater社は、イラクのアブグレイブ収容所の拷問事件に関与し、2007年には銃乱射事件を起こして市民17人を死亡させるなど、民間軍事会社の問題性を浮き彫りにした。

「9.11」後、米国は38カ国に新たに軍事基地を設け、130カ国以上に50万人以上を展開させているが、それらの基地機能や部隊の機能の少ない部分を民間軍事会社が受注している。とりわけ、イラクへの軍事介入（2003年）は、民間軍事会社を大きく飛躍させた。U. S. Government Accountability Office（GAO）によれば、2008年4月にイラクで活動する、米国防総省と契約を締結した民間軍事会社の社員は19万8000人に達するという。そのうち2万5000人がいわゆる「安全機能」（security functions）を遂行している¹⁷。武器を携帯して「戦闘」まで行う要員である。軍人ではないから、戦闘員ではなく、コントラクター（Contractor、請負人）と呼ばれる。

2. 民間軍事会社と国連

国連も民間軍事会社と浅からぬ関係にある。国連平和維持活動（PKO）のアウトソーシングはどこまでいっているか。本稿冒頭で紹介した英国の2002年報告書（グリーンペーパー）には、

コフィー・アナン国連事務総長（当時）が、1994年に、ゴマの難民キャンプのなかに紛れ込んでいる兵士を難民と識別するノウハウが一般の人にはないから、軍事知識を持つ人に見分けてもらおうとしたことが紹介されている¹⁸。難民と兵士とを分離するとき、「おまえは軍人だろう。こっちに来い」ということを弱い人がやると逆にやられてしまう。その能力をもつのは民間軍事会社しかないということで、アナンは民間軍事会社に委託した。「しかし、世界は平和を私事化する用意はないだろう」とも付け加えざるを得なかった。国連平和維持活動と民間軍事会社の密接な関係はすでに現実である¹⁹。

3. 軍事機能の「民営化」の帰結

民間軍事会社が国家の軍事機能を多様な形で担う現実のなか、一つの役割分担がある。軍隊が攻撃を行い、民間軍事会社が防衛を行うという建前である。だが、現代戦のなかで、この分担関係は相対化されている。一例として、無人機「プレデター」（捕食者）の運用を挙げよう²⁰。

米軍はいま、米国本土の基地から衛星通信を使い、1万キロ以上離れたアフガニスタンとイラクで無人機を飛ばしている。モニターの画面上でコントローラーを使い、ミサイルを発射している。無人機のための情報収集は民間軍事会社の社員が担当している。交戦規則（ROE）で民間人の戦闘行為は禁じられているため、ミサイルボタンを押す瞬間は兵士と交代する。空軍が作成した長期計画書によると、2012年をめぐって、1人で同時に4機の操縦を目指し、人件費の56%の削減が可能という。「戦争における民営化」はコスト削減のために進んでいる。

だが、民間軍事会社がコスト削減になっているかは疑問である。例えば、Blackwater社の要員の報酬は年間44万5000ドルであり、米陸軍下士官（平均5万1100ドル）の9倍かかるという²¹。必ずしもコスト削減になっていないことに注意すべきだろう。ちなみに、“black water fever”というのは、マラリアの一種で「黒水熱」と呼ばれ、尿が黒くなる病気である。こんな会

社に国家が取り込まれて、まさにマラリアの如くである。

さらに問題なのは、小国が税金を使って株式会社に国の防衛業務を委託していることである。民間軍事会社の最大の顧客は「弱い国家」ということになる。その国の憲法には、軍隊は大統領の命令で動くことになっているのだが、実際は単なる顧客のボスに過ぎなくなっている。これは私の造語だが、「民間軍事会社国家」が生まれているのではないか。気づいてみたら、国連総会の多数を占める中小国の防衛部門は、民間軍事会社が担っていたということになりかねない。

また、シビリアンである民間軍事会社トップが国家の中枢に入って「需要」を拡大することも懸念される。ブッシュ政権のチェイニー副大統領がその例である。彼は民間軍事会社ハリバートンの最高経営責任者（COE）であった。チェイニーはイラク戦争にきわめて積極的だった。ハリバートンの子会社が米軍の後方支援を担ったのは偶然だろうか²²。

アイゼンハワー大統領がその退任演説（1961年1月17日）で危惧した現実が目の前にある。アイゼンハワーはノルマンディー上陸作戦を指揮した軍人中の軍人だが、軍と民間との過度で異様な結びつきについて、次のような懸念を表明した²³。

「われわれは大規模に本業としての武器製造業を作るように追い立てられるようになった。……巨大な防衛組織と大規模武器製造業との結びつきは米国にとってまったく新しい要素であり、軍産複合体が、意図したものか、意図しなかったものであるかを問わず、彼らによって作り出される不当な影響に対抗して、われわれは身を守らねばならない。軍事力が不当に使用される災害の可能性は増大しているし、今後さらに持続するであろう。……そうした不正な力を抑止できるのは市民の警告と知識である」と。

軍事力が不当に使用されるカタストローフを軍産複合体が「創作」しかねない。軍事費を劇的に増やすためならば何でもするという危うさ

を、アイゼンハワーは予測していた。それを阻止できるのは「市民の警告と知識のみ」という言葉は、今日もなお、いや「9.11」を体験した今こそ、重く響く。

IV. 軍事機能の「民営化」への法的アプローチ

1. 民間軍事会社要員の法的地位の曖昧性

民間軍事会社に関する法的アプローチについて少し述べよう²⁴。とりわけ民間軍事会社の要員の法的地位は曖昧である。「戦闘員」と「非戦闘員」という区別の隙間のなかに民間軍事会社の要員はいる。

1949年ジュネーヴ第3条約4条A(4)「軍隊の構成員でないが軍隊に随伴する者」に相当するのか。それとも1949年ジュネーヴ第1条約追加議定書47条で禁止されている「傭兵」にあたるのか。民間軍事会社の要員は「非戦闘員」だが、実質は「武装した民間人」あるいは「軍服非着用」の戦闘員である。

民間軍事会社は自分たちのことを傭兵とは決して言わない。「傭兵の募集、使用、資金提供および訓練を禁止する条約」（1989年採択、2001年発効）の「傭兵」の定義は個人を軸としたものなので、民間軍事会社の要員についてはグレーゾーンと言える。

2. 法的規制のアプローチ

民間軍事会社の法的統制に関しては、さしあたり4つの統制の仕方が想定される²⁵。

第1にジュネーヴ条約をもっと発展させて、個人から会社へというように条約を改定することである。第2に、民間軍事会社をライセンス制にして、これに対して厳しいハードルをつけること。第3に、登録制と報告義務を各国家にさせるということ。第4に、国際的な規制、透明化と査察である。もっとも、民間軍事会社が多くある国は、英国や米国、フランス、南アフリカ、イスラエルなどで、常任理事国が過半数を占めている。

アメリカでは、Blackwater事件があった関係上、1996年に「軍事域外管轄権法」という法律が制定された²⁶。これは基本的にアメリカ国内で軍隊と契約する民間人が、ジュネーヴ条約上の違法行為をやった場合、これを国内裁判所で裁けるというものである。軍法会議で軍人を裁くのと違って、いわゆる軍属をアメリカ国内の裁判所で裁くということなのだが、このUniform Code of Military Justiceはアメリカの軍事部門である。2000年に制定されたMilitary Extra-Territorial Jurisdiction Actというのが、国防総省に雇用された契約者のみである。イラクのアブグレイブ収容所の場合は内務省に雇われていたため適用がない。

なお、民間軍事会社の違法行為に対する責任の所在と要員への責任追及はできるか、また派遣国が民間軍事会社を利用した場合と、国連が利用した場合にはどうなるか。さらに民間軍事会社が下請けや孫請けに出して責任を回避する可能性など、問題を分けて検討する必要があるだろう。「改革のための多面的アジェンダ」として、国際法や国内の刑法・民法による規制に加えて、民間軍事会社の組織構造や文化の改革も模索されている²⁷。将来的には、本格的な民間軍事会社規制条約のようなものが必要になるだろう。

民間軍事会社の法的規制の問題は緒についたばかりである。

3. 「民間軍事会社行動規範」

業界内部での行動規範（Code of Conduct）に期待する向きもある。いわゆる「グリーンペーパー」（2002年の英国下院外交委員会報告書）のなかで提言されているものだが、その一つの具体化が「モントルー文書」として知られる「民間軍事会社行動規範」である²⁸。2008年9月、米国やスイス、ドイツなど17カ国が参加して決めたものだが、法的拘束力はない。参加国は2010年現在34カ国で、日本は参加していない。設立を許可制とし、政府による監督を強化したものである。そこでは、採用時の審査の厳格化、戦時の文民保護を規定した国際人道法や国際人権

法についての社員教育の強化、国際人道法違反の社員の懲戒、深刻な法律違反があった場合は、関係諸国が法的な責任を追及することなどが挙げられている。だが、政府による規制といっても、関係する政府は少なくとも3つ存在する(民間軍事会社の拠点所在国、契約締結国、活動地域国)。規制の実効性にはかなり疑問がある。では、民間軍事会社の「善意」(自主規制)に期待するしかないのか。

「国際平和活動協会」(IPOA: International Peace Operations Association)という団体がある²⁹。まるで平和活動のサポーターのような名称だが、実態は民間軍事会社の世界的な業界団体である。2010年になって「国際安定活動協会」(ISOA: International Stability Operations Association)に名称変更した³⁰。そこには「行動規範」が8カ国語で示されている。2010年8月17日、アフガニスタンのカルザイ大統領が、国内で活動するすべての民間軍事会社に対して、年末までに解散するよう命ずる大統領令を出した³¹。「安定活動」という名称変更は、紛争後の活動を前面に押し出して、民間軍事会社のBlackwaterから醸しだされるブラックなイメージを払拭しようとしたものだろう。Blackwater社自身も同年、Xe社に社名変更している。

V. 憲法の平和主義的秩序と民間軍事会社

1. 平和主義的秩序と整合するか

日本国憲法の平和主義的秩序と民間軍事会社との関係をどう考えたらいいか。個人に着目すると、自分の意志で傭兵になることを、憲法9条は禁止していない。宮沢俊義も、「個々の国民が……外国の軍隊に志願することが適当と考えたりすることは、彼の自由だと見るべきであり、憲法がその自由まで制限していると解すべき根拠は見いだされない」³²と述べている。個人が外国の民間軍事会社と契約を結び、戦闘行為に関与することが違憲であるという論理は出てこない。傭兵になれば刑事罰を科すというような傭

兵禁止法が制定されたら、これは職業選択の自由を侵害するものと評価されるだろう。2005年5月、イラクで、英国の民間軍事会社所属の日本人(44歳、元自衛官)が武装勢力に殺害された。これこそ自己責任の問題であろう。

2. ドイツ基本法の「憲法直接禁止」

戦争放棄や戦力不保持という点ではともかく、国家機関以外の平和主義秩序との関わり方という点では、ドイツ基本法はかなり踏み込んだ規定の仕方をしている³³。すなわち、基本法26条1項は、侵略戦争の準備や平和攪乱を、国家機関のみならず、個人および法人に対しても禁止している。同2項は、戦争遂行用武器の製造、運搬、取引に対する連邦政府の許可を定めるので、これは「憲法直接的禁止」と解されている³⁴。つまり、個人や法人に対しても、侵略戦争準備行為を刑罰によって禁止する形で平和国家的秩序(Friedensstaatlichkeit)を維持しようとしているわけである。ただ、民間軍事会社が「侵略戦争準備行為」と認定されるようなことはないだろうし、「憲法直接禁止」といっても、民間軍事会社の契約内容について具体的な規制を引き出すほどの効果があるわけではない。実際、連邦政府の許可については、戦争武器統制法に委ねられている。この法律は、民間軍事会社が提供する軍事的な役務やノウハウの提供までも規制できるわけではない³⁵。

3. 会社の「軍事活動」規制の憲法的「公序」?

日本国憲法9条2項の「その他の戦力」は、英文ではother war potentialであり、最広義説によれば、これは「戦争に役立つ一切の潜在的な能力」となる³⁶。この最広義説を徹底すれば、兵器製造に関わる軍需産業や、軍事役務提供を行う民間軍事会社もwar potentialにカウントされることになるだろう。ただ、農薬の製造工程が毒ガス製造のそれと紙一重であることは承知のことだが、農薬の関連施設を「戦力」とするのは無理であろう³⁷。この説は「広きに失する」と

される所以である。

なお、貿易・輸出入の場面における平和主義の秩序の具体化という点では、武器輸出三原則を挙げることができる³⁸。ただ、この原則にはたくさんの抜け穴があることは周知の通りであり、いわんや、この原則から民間軍事会社の役務提供の規制を引き出すことはできない。

9条規範の直接的な名宛人は国家だから、民間軍事会社のような法人を9条からダイレクトに規制することは困難であり、規範的クッション構成が必要だろう。民間軍事会社が国家の軍事機能の際どいところ（前述の「穂先」部分）にまで関わってくるなかで、実態に即した検討が求められる所以である。

今後日本でも、警備会社・セキュリティ会社が民間軍事会社類似の機能を持ちはじめ、国外に市場を求めて展開していくことも十分考えられるので、民間軍事会社に対する法的規制を考えておく必要があるだろう。

むすびにかえて

「現代の傭兵」といっても簡単ではない。『戦争の犬たち』（F.Forsyth, *The Dogs of War*, 1974）のような個人を想定したものではなく、ニューヨーク証券取引所に上場する民間企業が、武装した要員を紛争地に送り、軍事的サービスで商売をしている。この現実といかに向き合うか。結論めいたものは出せないが、「憲法と経済秩序」という本テーマとの関わりで素材提供させていただいた。後ほどご議論いただきたいと思う。

《付記》本稿は「憲法と経済秩序」第8回研究会（2010年5月16日）における報告のテープおこし原稿に加筆したものである。副題は「民間軍事会社（PMSCs）と『対外憲法』（Außenverfassungsrecht）」であったが、標記のように修正した。また、報告の5「憲法の平和主義的秩序と『民営化』——『対外憲法』（Außenverfassungsrecht）の視点から」の部分はすべて割愛

した。

注

- 1 “War is not polite recreation but the vilest thing in life, and we ought to understand that and not play at war. (L.Tolstoi)”, *Private Military Companies, Options for Regulation, Ordered by the House of Commons*, 12th February 2002, p.4.
- 2 「民営化」の定義を含めて、Vgl. D.Heck, *Grenzen der Privatisierung militärischer Aufgaben—Eine Untersuchungen staatlicher Beauftragung privater Militärunternehmen anhand der Vefassungsordnungen Deutschlands und der Vereinigten Staaten von Amerika sowie des Völkerrechts*, 2010, S.23, S.26ff.
- 3 このテーマについて詳しくは、Cf. S.Chesterman and A.Fisher (ed.), *Private Security, Public Order: The Outsourcing of Public Services and Its Limits*, 2009, p.11-24; Ch.Genx, *Die Privatisierung von Sicherheit und der Staat*, 2009. また、本山美彦『民営化される戦争』（ナカニシヤ出版、2004年）、R.Uessler, *Krieg als Dienstleistung*, 3.Aufl., 2008（下村由一訳『戦争サービス業——民間軍事会社が民主主義を蝕む』〔日本経済評論社、2008年〕）、S.Hughes, *WAR ON TERROR INC*, 2007（松本剛史訳）『対テロ戦争株式会社——「不安の政治」から営利をむさぼる企業』〔河出書房新社、2008年〕、菅原出『外注される戦争——民間軍事会社の正体』（草思社、2007年）等参照。
- 4 マックス・ヴェーバー（脇圭平訳）『職業としての政治』（岩波文庫、1980年）9頁。
- 5 Vgl. E.M.Schimpfhauser, *Das Gewaltmonopol des Staates als Grenze der Privatisierung von Staatsaufgaben*, 2009, S.70-72.
- 6 D.Grimm, *Das Staatliche Gewaltmonopol*, in: W.Heitmeyer / J.Hagan (Hrsg.), *Internationales Handbuch der Gewaltforschung*, 2002. 大森貴弘訳「国家の暴力独占」『比較法学』40巻3号（2007年）135-136頁による。
- 7 高橋雅人「ガバナンスの法構造」『早稲田法学会誌』61巻1号（2010年）301-304頁。
- 8 犯罪取締り分野の民営化には際どい問題があることについては、Vgl. B.Kirsch, *Verbrennen bekämpfung durch private Sicherheitsdienste?*, in: *Kritische Justiz* 2/2002, S.233-249.

- 9 小野圭司「紛争後復興における民間軍事会社の活用——市場の特徴と課題の考察」『防衛研究所紀要』11巻3号（2009年3月）1-23頁。
- 10 以下の叙述は、Vgl. A.Bürgin, Privatisierung von Sicherheit und Frieden? —Einstellungen gegenüber Kooperationen von Streitkräften mit privaten Militärfirmen.Eine vergleichende Studie Deutschlands und der USA, Uni. Basel, 2010, S.23f; K.Gurka, Die “neuen” Söldner, in: IMI, 4/2009, S.1-9.
- 11 E.Krahmann, States, Citizens and the Privatization of Security, 2010, p.49.
- 12 拙稿「米軍transformationと自衛隊の形質転換」『安保改定50年』（法律時報臨時増刊, 2010年）51-52頁。なお、ドイツ連邦軍のtransformationとの絡みで民間軍事会社の問題に言及したものとして、Vgl. Ch.Marischka, Die privatwirtschaftliche Basis einer Armee im Einsatz, in: IMI, 11/2009, S.1-7.
- 13 Die Welt vom 11.5. 2010.
- 14 Vgl. N.Deitelhoff, Ohne private Sicherheitsanbieter können die USA nicht mehr Kriegführen —Die Privatisierungsdimension der RMA, in: J.Helmig/ N.Schoernig (Hrsg.), Die Transformation der Streitkräfte im 21. Jahrhundert, 2008, S.165-184.
- 15 阿部拓磨「大手民間軍事会社の創設と成長」『軍事研究』2008年6月号93-95頁。
- 16 以下の叙述は、Vgl. Frankfurter Rundschau vom 8.8.2003. 個々のデータについて詳しくは、Vgl. Jahrbuch des Internationalen Konversionszentrum Bonn (BICC), 2009; SIPRI, Trends in international arms transfers, 2009 (SIPRI, March 2010).
- 17 D.Azzellini, Militärunternehmen im Irak, in: IMI, 5/2005, S.1-6.
- 18 Vgl. E.Kreisky, Rahmenbedingungen und Besonderheiten des Einsatzes von Private Military Companies (PMC), Uni. Wien, 2005, S.10.
- 19 S.Chesterman and A.Fisher (2009), pp.205-221.
- 20 大治朋子「オバマの無人機戦争」『毎日新聞』2010年4月30日-5月4日（連載）。
- 21 R.Uessler・下村由一訳『戦争サービス業』95頁。
- 22 本山・前掲書36-49頁。
- 23 同上50-51頁。
- 24 以下の叙述は、Vgl. D.Sidakis, Private Military Companies and State Sovereignty: Regulating Transnational Flows of Violence and Capital, in: F.v.Benda-Beckmann, K.v.Benda-Beckmann and J.Eckert (ed.), Rules of Law and Laws of Ruling: On the Governance of Law, 2009, pp.61-82.
- 25 H.Wulf, Die Privatisierung des Krieges, in: <http://www.uni-hamburg.de/menschmachtfrieden/ausarbeitungen-pdf/wurf.pdf>, S.13f.
- 26 この法律とその運用については、佐藤量介「民間軍事会社（PMSCs）と国際ミッション、その法的問題と課題」『一橋大学COEプログラム』46号（2009年11月）1-16頁、特に5-8頁参照。
- 27 L.A.Dickinson, Outsourcing War & Peace: Preserving Public Values in a World of Privatized Foreign Affairs, 2011, p.194-195.
- 28 小野・前掲論文参照。
- 29 デレック・ライト（IPOA研究員）「民間軍事会社・イラク復興への役割知って」『朝日新聞』2005年7月8日付「私の視点」。
- 30 <http://www.ipoworld.org/eng/>
- 31 『読売新聞』2010年8月19日付。
- 32 宮澤俊義著・芦部信喜補訂『全訂日本国憲法』（日本評論社, 1978年）180-181頁。
- 33 詳しくは、渡辺洋「ドイツにおける武器製造・輸出の自由」早大21世紀COE『季刊・企業社会と法創造』3巻2号（2006年）26-47頁。
- 34 Vgl. H.Sodan, Grundgesetz, Kompakt-Kommentar, 2009, S.276.
- 35 なお、2011年7月1日を期して、ドイツでは徴兵制が停止され、志願兵制となる。外国人も志願することができるので、「連邦軍の制服を着た傭兵」への危惧も生まれている（Die Welt vom 16.2.2011）。
- 36 鵜飼信成『憲法（新版）』（弘文堂, 1968年）61-62頁。
- 37 『基本法コンメンタール憲法〔第5版〕』（日本評論社, 2006年）50頁（水島朝穂執筆）。
- 38 青井未帆「武器輸出三原則を考える(1)-(3)」『法律時報』77巻2-4号（2005年）参照。